平成２８年（フ）第７２１号
横浜市磯子区森が丘２丁目２番２号　ブレイス上大岡101号
債務者　矢部　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２７号
横浜市港北区新吉田東６丁目49番43―202号
債務者　三輪　英樹
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３０号
横浜市中区本牧町２丁目407番地　小峰アパート２Ｆ
債務者　西村　明美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１号
長崎県佐世保市三浦町12番５号、前住所長崎県佐世保市大和町1010番地８　豊福ハイツ202
債務者　川平　節子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
長崎県佐世保市大和町1502番地13、前住所長崎県佐世保市潮見町25番15号
債務者　福田　伸昭（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
愛知県蒲郡市形原町港町96番地
債務者　伴野　忠夫
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５４５号
神奈川県鎌倉市腰越３丁目26番８号
債務者　小野　和記（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９０号
横浜市栄区中野町74番地１
債務者　名越麻衣子（旧姓恒川）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２８号
東京都八王子市八木町６番11号フロンティアビルⅡ803号
債務者　近藤　珠理（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８号
熊本県八代市田中東町23号２番地、前住所大阪府高槻市奥天神町１丁目１番16―203号
債務者　田口　眞弓
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２２号
熊本県八代市豊原下町3387番地１（Ａ２―２）、前住所熊本県八代市平山新町2673番地１（205）
債務者　福田　明子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１５３号
静岡市駿河区下川原２丁目18番２号　ピアハイツ青山Ａ―202号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
愛知県豊川市宿町白山105番地
債務者　森田　富夫
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１３１４号
東京都中央区銀座６丁目17番２号
破産者　株式会社海舟
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３２４号
東京都世田谷区奥沢８丁目22―９
破産者　豊川　栄一
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２２６号
東京都世田谷区南烏山６丁目33―37
破産者　杉田　和彦
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部